

令和7年度（第1回）大磯町国民健康保険運営協議会

日時 令和7年7月2日（水）
午後7時00分から午後8時00分
場所 大磯町保健センター2階研修室

<開会>

（町長から委嘱状の交付）

<町長あいさつ>

（町長あいさつ省略）

<自己紹介>

（委員の自己紹介）

（事務局の自己紹介）

<会長選任>

（会長の決定）

<会長あいさつ>

（会長あいさつ省略）

<諮問書の手交>

（町長が諮問内容を朗読し、会長へ手交）

<町長退席>

<議事>

（事務局による資料確認、諮問書の読み上げ）

【議 長】

本日の出席委員ですが、9名で過半数を超えておりますので、大磯町国民健康保険運営協議会規則第3条第2項の規定により会議は成立しております。

なお、「大磯町審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、審議会等の会議は原則公開となっており、当協議会についても公開の対象となります。事務局は、傍聴人の確認をお願いします。

【事務局】

傍聴人は1名です。

【議 長】

傍聴を許可しますので、傍聴人は着席してください。

本日の議題は、議題1になります。会議を円滑に進行するために、議題1を約30分としています。あくまで目安と考えています。十分な審議をしたいと考えていますので、よろしくお願いします。

<議題1 大磯町国民健康保険の現状について>

【議 長】

それでは「議題1 大磯町国民健康保険の現状について」、事務局から説明をお願いします。御質問等は、資料1-1、資料1-2、資料1-3の説明が終わった後に一括でお願いいたします。

【事務局】

まず初めに、今回の資料でお示ししている令和6年度の数値については、見込みの値ですので、予め御承知おきください。それでは、議題1について説明いたします。資料は、資料1-1になります。今後の審議にあたり、大磯町国民健康保険の現状について御説明いたします。

2ページを御覧ください。大磯町の各年度末における国民健康保険被保険者数の推移になります。令和2年度以降、被保険者数は、令和2年度7,495人、令和6年度は5,947人で、減少し、世帯数ともに年々減少しています。

3ページを御覧ください。被保険者数の年齢構成になります。令和2年度と令和6年度を比較すると60歳以上の割合が、令和2年度の60.7%に対し、令和6年度は55.8%となり、4.9ポイント減少しています。

また、70～74歳の占める割合を見てみると、令和2年度は32.7%に対し、令和6年度は28.8%となり、3.9ポイント減少しています。

4ページを御覧ください。区分別保険給付件数の推移になります。区分としては、入院、入院外、歯科、調剤となっており、令和3年度以降、各区分においては、減少傾向にあります。

また、一人当たりの区分別保険給付件数は、令和2年度は16.3件、令和6年度は18.2件で、増加傾向にあります。

5ページを御覧ください。区分別医療費総額の推移になります。区分としては、入院、入院外が多くを占めており、続いて調剤、歯科となっています。なお、医療費総額は、令和2年度28億4,100万円、令和6年度23億6,800万円で、年々減少しています。

6ページを御覧ください。保険給付費総額と一人当たり保険給付費の推移になります。先ほど、被保険者数は年々減少しており、保険給付費総額についても同様であることを御説明しましたが、被保険者一人当たりの保険給付費については、令和2年度317,554円、令和6年度は326,962円で、増加傾向となっています。

7ページを御覧ください。一人当たり保険給付費と平均被保険者数になります。令和2年度を100とした場合の一人当たり保険給付費と平均被保険者数の対比となりますが、平均被保険者数が令和6年度に80.8に大きく減少しているのに対し、一人当たり保険給付費は103.0と増加しています。

8ページを御覧ください。国民健康保険税の収納率の推移になります。収納率は、現年度、滞納分をあわせた合計収納率は令和4年度までは増加していましたが、令和6年度では、84.0%となりました。現年度においては、令和6年度で95.6%となっています。また、滞納分は、17.1%となっています。なお、令和6年度における答申の要望事項であります収納率の向上については、引き続き取り組んでま

います。

9 ページを御覧ください。国民健康保険特定健康診査になります。国民健康保険特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、国民健康保険被保険者の 40 歳から 74 歳の被保険者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した検査項目での健康診査を行うものです。検査項目は、診察、測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査となっています。令和 7 年度については、既に 5 月に対象者へ案内を送付しており、6 月から実施しています。

10 ページを御覧ください。特定健康診査の受診状況になります。令和 2 年度以降、受診率は増加しています。令和 6 年度からは、年齢を引き下げ 35 歳以上の方も受診できるように案内を送付しています。この取り組みにより、県から交付される特別交付金の増額が見込まれ、早期受診することで医療費の抑制にもつながるものです。

11 ページを御覧ください。令和 6 年度の国民健康保険特別会計における収支決算状況の見込みになります。大磯町における国民健康保険の収支についてですが、令和 6 年度、歳入総額が 31 億 3,354 万円で、前年度と比較すると約 1 億 2,118 万円の減となります。なお、支出が減少したことにより、収入も減少しています。全収入に占める保険税収入は、22.1%で、国・県等から交付される特定財源が 66.6%、延滞金等その他の収入が 1.2%、残りが繰入金となります。下段にあるのは、支出の状況です。総支出額が 30 億 7,099 万円、前年度と比べて約 1 億 5,275 万円の減となります。一番左にあるのは総務費で、この国民健康保険運営協議会の経費や職員の人件費・保険税徴収のための経費になります。その右の保険給付費が全体の 66.0%を占めています。そして、その右横にあるのが、事業費納付金で、県への納付金となり、全体の 30.7%となっています。

12 ページを御覧ください。基盤安定繰入金と赤字補填目的の一般会計繰入金の推移になります。国民健康保険財政は、町の一般会計からの繰入金により賄われている部分もあります。そのうち基盤安定繰入金は、国民健康保険税の軽減等に係る費用について国・県・町がそれぞれ負担して繰り入れるもので毎年 1 億 6 千万円前後となっています。

また、令和 5 年度までは、赤字補填のための一般会計からの繰入金がありませんでしたが、令和 6 年度は繰り入れを行いました。ここには 6 年度までの資料になりますので載せていませんが、令和 7 年度についても、令和 6 年度第 4 回運営協議会で、税率額の改正について御審議をいただき、答申は、法定外繰入についても最少額に止めることが望ましいとあります。町で審議した結果、令和 7 年度予算では、赤字補填のための一般会計からの繰入 67 万 3,000 円を予算計上し、議会で可決されています。

13 ページを御覧ください。国民健康保険財政調整基金の状況になります。町では、国民健康保険財政を安定させる目的で、国民健康保険財政調整基金を設置しています。令和 5 年度の国民健康保険運営協議会において、神奈川県を参考に保険税の急激な変動に対応するために最低保有金額を約 8 千万円に設定しています。また、令和 6 年度第 4 回運営協議会で御審議いただいた、令和 7 年度の保険税率額を決定する際に、国民健康保険財政調整基金を 2,000 万円取り崩し、保険税率額の増額を少しでも抑えることを決定しました。そのため、令和 7 年度残高は、772 万円となっています。

資料 1-1についての説明は以上になります。

続きまして、**資料 1-2**になります。

2 ページを御覧ください。大磯町国民健康保険税の構成になります。大磯町の国民健康保険税は、世帯加入者の所得に応じて賦課される所得割、世帯加入者数に応じて賦課される均等割、1 世帯ごとに賦課される平等割の組み合わせで、世帯ごとに決定されます。

3ページを御覧ください。令和7年度大磯町国民健康保険税になります。国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳の方だけに賦課される介護納付金分で構成されています。令和7年度は、税率額の改正を行いましたので、所得割は、医療分が6.5%から6.8%、後期高齢者支援金分が2.9%から3.1%、介護納付金分が2.4%から2.6%となっており、均等割は、医療給付費分が25,500円から26,500円、後期高齢者支援金分が13,500円から14,500円、介護納付金分が12,600円から13,600円となっています。平等割は、21,000円で同額です。

また、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分にはそれぞれ賦課限度額が設定されており、医療分が66万円、後期高齢者支援金分が26万円、介護納付金分が17万円で、年税額の限度額は109万円となっています。

令和8年度からは、これらに加え、「子ども・子育て支援金分」が追加される予定です。なお、子ども・子育て支援金については、[資料1-3](#)により、御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。国民健康保険税の所得による軽減になります。国民健康保険税は、前年の所得に応じて均等割と平等割が軽減される制度があります。世帯全員の総所得によって、7割、5割、2割が軽減されます。令和7年度から軽減判定所得の算定に用いる金額は、5割軽減が29.5万円から30.5万円に、2割軽減が54.5万円から56万円に改正されています。

5ページを御覧ください。令和4年度から制度が開始された未就学児の均等割額の軽減になります。未就学に係る均等割額は、5割軽減されます。所得により7割・5割・2割が適用されている場合は、軽減後の額から5割軽減となります。

6ページ、7ページを御覧ください。保険税の賦課モデルとなっています。

6ページは、世帯構成が、世帯主が70歳で年金収入150万円の場合です。7割軽減判定所得が43万円で、合計所得が40万円で判定所得以下のため7割軽減の対象となっています。

医療給付費分、後期高齢者支援金分、それぞれ上から、所得割、均等割、医療分のみ平等割で計算した額になっており、合計が一年間の世帯に対する国民健康保険税になります。

まず、医療分について御説明します。

所得割は0円です。

均等割は、26,500円を7割軽減した7,950円になります。

平等割は、21,000円の7割軽減した6,300円になります。

医療給付費分は、均等割、平等割を合わせ、1年間で14,250円になります。

後期高齢者支援金分になります。

所得割は0円です。

均等割は、14,500円を7割軽減した4,350円になります。

後期高齢者支援金分は、所得割、均等割を合わせ、1年間で4,350円になります。

年税額は、医療分、後期高齢者支援金分を合わせ、18,600円になります。

7ページは、高齢者夫婦で、世帯主に年金収入と給与収入があり、妻は給与収入がある場合のモデルになります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、妻が64歳のため、介護納付金分も賦課されます。

まず、医療給付費分になります。

所得割は、世帯主の所得、妻の所得から基礎控除43万円を控除した金額に所得割率6.8%を乗じた163,880円になります。

均等割は、26,500円の2人分で53,000円になります。

平等割は、21,000円になります。

医療分は、所得割、均等割、平等割を合わせ、1年間で237,880円になります。

後期高齢者支援金分は、所得割は、世帯主の所得、妻の所得に基礎控除43万円の控除した金額に所得割率3.1%を乗じた74,710円になります。

均等割は、14,500円の2人分で29,000円になります。

後期高齢者支援金分は、所得割、均等割を合わせ、1年間で103,710円になります。

介護納付金分になります。介護納付金分は、64歳の妻が該当になります。

所得割は、妻の所得に基礎控除43万円を控除した金額に所得割率2.6%を乗じた520円になります。

均等割は、13,600円の1人分で13,600円になります。

介護納付金分は、所得割、均等割を合わせ、1年間で14,120円になります。

年税額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせ、355,710円になります。

8ページを御覧ください。大磯町国民健康保険税率等の推移となります。令和6年度、令和7年度に税率を改定しました。所得に応じて課税されるのが応能割で、均等割、平等割が応益割になります。

9ページを御覧ください。今後の国民健康保険税見直しの流れになります。まず、町が被保険者数の推計、保険給付費の推計を行い、県によって事業費納付金や標準保険料率等、保険税算定の基礎となる数値が提示されます。その後、町で県・国からの交付金等の算定や、国民健康保険事業について検討を行い、最終的に保険税必要額を算定します。一方、国民健康保険運営協議会は、今回を含め年度内に5回開催することになります。次回以降、町から来年度の保険税を検討するために、様々な資料をお示しし、御説明させていただきます。第4回において、保険税額・率についての方向性を検討・決定し、町に対し答申をしていただきます。町は答申に基づき、最終的に保険税率・額を決定することとなります。第5回では、最終的な決定等を御報告させていただきます。**資料1-2**についての説明は以上になります。

続きまして、資料は、**資料1-3**になります。子ども・子育て支援金制度についてです。

少子化対策受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして「子ども・子育て支援金制度」が創設されました。

医療保険料とあわせて、高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出金をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、子育て中や、これから結婚・子育てを考える若い世代を応援するものとなります。

国民健康保険においては令和8年度の保険料（税）から子ども・子育て支援金分の保険料（税）の賦課徴収が必要となり、令和10年まで段階的に導入が予定されています。具体的な課税方式については、神奈川県国民健康保険協議会の専門部会において協議していく予定です。

資料1-3についての説明は以上になります。

【議 長】

ありがとうございました。

ただいま、事務局より説明がありましたが、質問等ある委員はいらっしゃいますか。挙手にて、指名後、御発言願います。

【委 員】

資料1-1の一番冒頭の資料になりますが、被保険者数について年々凄い勢いで減っているということなのですが、こちらは転入や転出による減ではなく、そのまま年齢構成で後期高齢者へスライドして

いくことによって、減ってきているとは思いますが、今後さらに先というのはかなり厳しい状態になるのでしょうか。

【事務局】

年齢到達で移っていくというのがまず一点大きいのと社会保険制度の関係が変わっていて、企業規模や就労時間によって、今まで社会保険の対象でなかった方も社会保険が適用になるということで、国民健康保険から抜けて、他の医療保険の方の制度に替わっていくという方が令和5年度に関しては多く、6年度に向けても多かったというのが事実でございます。

【議 長】

他に質問はありますか。

【委 員】

資料1-1の10ページ目の特定健康診査の受診状況についてで、受診率が年々上がっていて、県の受診率よりも高い推移を維持しているところで、受診率を上げるための工夫をしていけば教えてください。

【事務局】

健診の受診券の発送直後から未受診者への電話勧奨を行っているということが1点目になります。
2点目としては窓口に来る被保険者の方にも勧奨を行っています。
3点目としてはシルバー人材センターへチラシの配布の協力をお願いしたり、国保連合会や医師会との連携・協力をしていき受診率の向上に努めています。

【議 長】

他に質問はありますか。

【委 員】

私も国民健康保険に加入しているとき、役場の方から特定健康診査を受けてみませんかとお電話がありました。非常に有難いと思いました。

【議 長】

町の努力で、少しずつ受診率が上がってきたということですね。引き続きよろしくお願いいたします。
その他に質問はありますか。

【委 員】

特にありません。

【議 長】

本協議会では、諮問書にあるとおり、国民健康保険税の見直しについて協議することとなっています。
今後の協議会の予定について説明をお願いします。

【事務局】

それでは、今後の国民健康保険運営協議会について御説明いたします。**参考資料1**の4ページを御覧ください。主な審議内容については、資料の通りとなります。子ども・子育て支援金制度については、神奈川県国民健康保険協議会の専門部会の協議結果などをもとに、次回の8月に御説明をさせていただく予定です。

また、例年ですと、11月上旬に神奈川県から事業費納付金の試算結果等が示されますので、第3回協議会で、具体的な税率等についてご協議いただくことになります。第4回協議会にて、税率の妥当性について判断いただき、答申となります。

【議 長】

わかりました。では、他に質問のある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、議題1については、これで終了となります。

続いて、議題2その他ですが、事務局から何かありますか。

【事務局】

特にありません。

【議 長】

全体的に他に、御意見はありませんか。意見が無いようでしたら、これで議事を終了とし、進行を事務局へ戻します。

【事務局】

ありがとうございました。本日の議事録については、事務局で作成し、後日郵送させていただきますので、内容を御確認いただきたいと思います。それでは、本日の会議はこれで終了です。皆様どうもありがとうございました。

<会議資料>

- ・ 令和7年度第1回大磯町国民健康保険運営協議会次第、委員名簿
- ・ 資料1-1 大磯町国民健康保険の現状について
- ・ 資料1-2 国民健康保険税の算定について
- ・ 資料1-3 子ども・子育て支援金制度について
- ・ 参考資料1 大磯町国民健康保険運営協議会について